

課長	主幹	主査	担当者	許可番号	※熊本市使用欄	
				第 号	受付簿	<input type="checkbox"/>
公園占用許可申請書					城彩苑 FAX	<input type="checkbox"/>
熊本市長様 令和 年 月 日					納付書	<input type="checkbox"/>
申請者 〒 - 住所 _____					現状変更	<input type="checkbox"/>
団体名 _____ Tel _____					公園内行為No.	
役職・氏名 _____ Fax _____					決定日	/
当日の利用責任者 _____ Tel _____					許可書発送	/
メールアドレス _____						
次のとおり公園を占用したいので申請します。						
占用の場所 <input checked="" type="checkbox"/> 又は丸で囲む	熊本城公園	<input type="checkbox"/> 二の丸芝生広場 <input type="checkbox"/> 清爽園 <input type="checkbox"/> 野鳥園 <input type="checkbox"/> 梅園 <input type="checkbox"/> 三の丸広場 () <input type="checkbox"/> その他 ()			※占用物件の配置図を添付すること	
	その他	<input type="checkbox"/> 高橋公園 <input type="checkbox"/> 古城堀端公園 <input type="checkbox"/> 千葉城公園 <input type="checkbox"/> その他()				
占用の目的 (行事内容等)	※計画・企画書等を添付すること			参加人員 大人 約()人 小人 約()人		
占用の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
設置する 工作物 その他の物件 又は施設の 詳細	名称			件数 件		
	構造			※物件詳細図(イラスト、写真等)を添付すること		
	あた1り件の面積	たて	m × よこ	m =	m ²	
	長さ	m	高さ	m		
管理の方法	申請者において管理					
工事の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
公園の復旧方法	申請者において清掃し、原状に復する					
添付書類	計画・企画書、物件配置図、物件詳細図、(2種類以上ある場合は)物件一覧表					

※太枠内をすべてご記入ください。

物件が2種類以上ある場合は一覧表で示すこと

上記の申請について、次のとおり条件を付して許可してよろしいか。

- * 根拠法令 * 占用の可否 : 都市公園法 第7条 第 項 第 号
 占用許可の条件: 都市公園法 第8条
 使用料: 熊本市都市公園条例 第10条 第 項

使用料	円 (算出基礎)
	減額・免除 (理由)

- 許可の条件**
- 都市公園法、熊本市都市公園条例、同条例施行規則及び命令を守らなければならない。
 - 許可なく占用目的以外の用途に使用してはならない。
 - 占用の物件を第三者に転貸してはならない。
 - 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼした時は、自己の責任において解決しなければならない。
 - 許可を受けた者が都市公園を荒廃又は毀損した時は、市長の定める損害額を賠償しなければならない。
 - 許可期間中であっても本市において、公益上その他必要があるときは許可を取り消すことがある。
 - 許可を受けた者は自己の費用をもって許可に係る物件を原状に復して、許可満了と同時に返還しなければならない。

許可の条件

- 1 都市公園法、熊本市都市公園条例、同条例施行規則及び命令を守るとともに、占用物件を常時良好な状態に保つように管理し、公園の構造又は利用に支障を及ぼさないよう努めること。
- 2 占用物件の異常により、公園の構造又は利用若しくは周辺住民に影響を与え、又はその恐れがある時にはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を熊本市に報告すること。
- 3 許可なく占用目的以外の用途に使用しないこと及び占用物件を第三者に転貸しないこと。
- 4 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼした時は、自己の責任において解決すること。
- 5 許可を受けた者が、都市公園を荒廃又は毀損した時は、市長の定める損害額を賠償すること。
- 6 許可期間中であっても本市において、公益上その他必要があるときは当該許可の内容を変更し又は許可を取り消すことがある。
- 7 許可を受けた者は自己の費用をもって許可に係る物件を原状に復して、許可満了と同時に返還すること。
- 8 占用期間中は、占用場所の周辺の適当な場所に、「公園占用許可書」を提示すること。
- 9 指定された場所以外に車両を乗り入れ、留め置かないこと。
- 10 許可に伴う使用料は、これを納めること。
- 11 公園で占用物件を用いて公園内行為を行う際には、別途公園内行為許可申請を行い、許可を受けること。
- 12 許可を受けた公園内行為を行う際には、一般の利用者に十分に配慮すること。
- 13 特別史跡熊本城跡に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為および占用物件である場合は、別途現状変更届を提出し、許可を受けること。
- 14 公園利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に公園の構造又は利用に支障を及ぼすおそれのある占用物件については、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、熊本市による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、熊本市あて書面等により報告すること。（許可更新時）